

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p>	<p>II 記載要領及び留意事項</p> <p>関税法関係</p>
<p>事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C—1000—2）</p> <p>原産地に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の<u>首席原産地調査官</u>等に1部提出する。ただし、インターネットにより照会を行う場合を除く。</p> <p>（省略）</p> <p>事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）（C—1000—3）</p> <p>（省略）</p> <p>「認定理由」欄には、「回答」の欄に記載した原産地認定の根拠（例えば、①照会に係る貨物の製造・加工等に関する関税率表の項の変更等の事実及び原産地認定に関する法令（条約を含む。）の規定等の記載、②照会者から提出された製造・加工に関する説明と上記①の規定との関係及び③結論をいう。）を記載することとし、当該原産地の回答に当たり、「照会貨物の説明」</p>	<p>事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C—1000—2）</p> <p>原産地に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の<u>原産地調査官</u>等に1部提出する。ただし、インターネットにより照会を行う場合を除く。</p> <p>（同左）</p> <p>事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）（C—1000—3）</p> <p>（同左）</p> <p>「認定理由」欄には、「回答」の欄に記載した原産地認定の根拠（例えば、①照会に係る貨物の製造・加工等に関する関税率表の項の変更等の事実及び原産地認定に関する法令（条約を含む。）の規定等の記載、②照会者から提出された製造・加工に関する説明と上記①の規定との関係及び③結論をいう。）を記載することとし、当該原産地の回答に当たり、「照会貨物の説明」</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>欄に記載された貨物に関して条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合には、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者（首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官））の氏名を記載し、押印する。</p>	<p>欄に記載された貨物に関して条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合には、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者（原産地調査官）の氏名を記載し、押印する。</p>
<p>インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-16）</p> <p>インターネットによる原産地に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の<u>首席原産地調査官</u>等に電子メールにより送信する。</p> <p>なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。</p> <p>（省略）</p>	<p>インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-16）</p> <p>インターネットによる原産地に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者（以下、「照会者」という。）は、この用紙に必要事項を記載し、押印又は署名したものを、画像情報とした上で、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の<u>原産地調査官</u>等に電子メールにより送信する。</p> <p>なお、本様式による照会に対する回答は、文書による照会に準じた取扱いに切替えた場合を除き、口頭照会の場合と同様の取扱いとなるので留意する。</p> <p>（同左）</p>
<p>事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書・回答書（C-1001）</p> <p>（事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書に関する記載要領）</p>	<p>事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書・回答書（C-1001）</p> <p>（事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書に関する記載要領）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。</p> <p>「申出者の住所・氏名・印」欄には、申出をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が申出を行う場合には、「申出者の住所・氏名・印」欄に加え、「代理人の住所・氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>いずれの場合においても、「(担当)」及び「(電話番号)」の欄に当該申出に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>意見の申出のもととなったものが事前教示回答書である場合は、<u>意見の申出文</u>中、当該事前教示回答書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書変更通知書（登録番号）」及び「事前教示回答書変更通知書」を削除する。</p> <p>意見の申出のもととなったものが事前教示回答書変更通知書である場合は、<u>意見の申出文</u>中、当該事前教示回答書変更通知書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書（登録番号）」及び「事前教示回答書」を削除する。</p> <p>意見の申出の対象が<u>関税率表適用上の所属区分</u>である場合は、<u>意見の申出文</u>中、「原産地」を削除し、「下記の理由により（ ）ではなく、（ ）と考えます。」の文中的最初の（ ）内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で回答を受けた<u>関税率表適用上の所属区分</u>を記載し、第 2 の（ ）内には、申出者の意見である<u>関税率表適用上の所属区分</u>を記載する。</p>	<p>「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。</p> <p>「申出者の住所・氏名・印」欄には、申出をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。代理人が申出を行う場合には、「申出者の住所・氏名・印」欄に加え、「代理人の住所・氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押印又は署名する。</p> <p>いずれの場合においても、「(担当)」及び「(電話番号)」の欄に当該申出に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。</p> <p>意見の申出のもととなったものが事前教示回答書である場合は、「<u>意見の申出文</u>」中、当該事前教示回答書の交付の日付及び登録番号（原産地に係る回答書の場合には受付番号。以下、本項において同じ。）を記載し、「事前教示回答書変更通知書（登録（受付）番号）」及び「事前教示回答書変更通知書」を削除する。</p> <p>意見の申出のもととなったものが事前教示回答書変更通知書である場合は、「<u>意見の申出文</u>」中、当該事前教示回答書変更通知書の交付の日付及び登録番号を記載し、「事前教示回答書（登録（受付）番号）」及び「事前教示回答書」を削除する。</p> <p>意見の申出の対象が<u>関税率表適用上の所属区分</u>である場合は、「<u>意見の申出文</u>」中、「原産地」を削除し、「下記の理由により（ ）ではなく、（ ）と考えます。」の文中的最初の（ ）内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で回答を受けた<u>関税率表適用上の所属区分</u>を記載し、第 2 の（ ）内には、申出者の意見である<u>関税率表適用上の所属区分</u>を記載する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>する。</p> <p>意見の申出の対象が原産地である場合は、<u>意見の申出文中</u>、「<u>関税率表適用上の所属区分</u>」を削除し、「下記の理由により（ ）ではなく、（ ）と考えます。」の文の最初の（ ）内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で回答を受けた原産地を記載し、第 2 の（ ）内には、申出者の意見である原産地を記載する。</p> <p>意見の申出のもととなったものが事前教示回答書変更通知書である場合は、意見の申出のもととなったものが事前教示回答書である場合の上記記載要領に準じて記載する。</p> <p>「理由」欄には、意見の申出を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載する。</p> <p>（事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出に対する回答書に関する記載要領）</p> <p>この様式をもって、事前教示回答書（変更通知書）で回答（変更）した関税率表適用上の所属区分又は原産地を変更する場合は、通知文中 2 及び 3 の文を削除し、事前教示回答書（変更通知書）で回答（変更）した関税率表適用上の所属区分又は原産地を撤回する場合は、1 及び 3 の文を削除する。</p> <p>また、事前教示回答書（変更通知書）で回答（変更）した関税率表適用上の所属区分又は原産地を従前のとおりとした場合は、1 及び 2 の文を削除する。</p>	<p>意見の申出の対象が原産地である場合は、「<u>意見の申出文</u>」中、「<u>関税率表適用上の所属区分</u>」を削除し、「下記の理由により（ ）ではなく、（ ）と考えます。」の文の最初の（ ）内には、申出者が当該事前教示回答書又は事前教示回答書変更通知書で回答を受けた原産地を記載し、第 2 の（ ）内には、申出者の意見である原産地を記載する。</p> <p>意見の申出のもととなったものが事前教示回答書変更通知書である場合は、意見の申出のもととなったものが事前教示回答書である場合の上記記載要領に準じて記載する。</p> <p>「理由」欄には、意見の申出を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載する。</p> <p>（事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出に対する回答書に関する記載要領）</p> <p>この様式をもって、事前教示回答書（変更通知書）で回答（変更）した関税率表適用上の所属区分又は原産地を変更する場合は、通知文中 2 及び 3 の文を削除し、事前教示回答書（変更通知書）で回答（変更）した関税率表適用上の所属区分又は原産地を撤回する場合は、1 及び 3 の文を削除する。</p> <p>また、<u>この様式をもって</u>、事前教示回答書（変更通知書）で回答（変更）した関税率表適用上の所属区分又は原産地を従前のとおりとした場合は、1 及び 2 の文を削除する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>「(理由)」欄には、意見の申出に対する回答の理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（関税率表適用上の所属区分に係る回答の場合は首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官）、原産地に係る回答の場合には首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官）の氏名を記載し押印する。</p>	<p>「(理由)」欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官）（原産地に係る回答書の場合には原産地調査官））の氏名を記載し押印する。</p>
<p>携帯品・別送品申告書 (C-5360)</p>	<p>携帯品・別送品申告書 (C-5360)</p>
<p>＜申告書A面＞</p>	<p>＜申告書A面＞</p>
<p>1 (略) 2 (略) 3 (略)</p>	<p>1 (略) 2 (略) 3 (略)</p>
<p>4 「100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える金地金などを持っていますか？」欄で、「はい」にチェックをした方は、当該申告書とは別に「支払手段等の携帯輸入届出書」の提出が必要。</p>	<p>4 「100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kg以上の金地金などを持っていますか？」欄で、「はい」にチェックをした方は、当該申告書とは別に「支払手段等の携帯輸入届出書」の提出が必要。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>＜申告書B面＞</p>	<p>＜申告書B面＞</p>
<p>1 (略) 2 (略)</p>	<p>1 (略) 2 (略)</p>